

保有個人情報の漏えい等事案の個別公表

【公表年月日】 令和 7 年 5 月 2 3 日
【件 名】 里診療所における個人情報等の流出
【担当部署】 保健福祉部 市民健康課

1 事案の概要（経緯）

令和 7 年 5 月 2 2 日（木）、本市が運営する里診療所において、領収書の控え及び廃棄対象のカルテ等を一般廃棄物とともに、ごみ廃棄用倉庫に一時的に保管していたため、ごみ収集業者が収集し、搬送中のごみ収集車から個人情報等を含む文書が飛散した。

2 漏えい等の保有個人情報の概要と対象人数

(1) 情報概要 :

- ① 領収書（控え）：受診者氏名、保険区分、診療点数、領収金額
- ② 廃棄対象のカルテ（検査記録情報提供書等）：死者の住所、氏名、連絡先、病名

(2) 対象人数 : 3 人（うち 1 人は死者）

3 事案発生の原因

個人情報文書を廃棄する際は、個人情報を保管する書庫から、診療所職員がクリーンセンターに持ち込み、診療所職員がパッカー車に直接投入し廃棄しているが、今回、一般廃棄物を廃棄するごみ廃棄用倉庫に一時的に保管した。

このことから、一般廃棄物として業者が収集を行い、飛散する事態を招いたものである。

なお、持出禁止の掲示などの対応も取っていなかった。

4 発生後の対応

直ちに、診療所職員 2 名で飛散文書の搜索を開始し、さらに甑島振興局職員 6 名が加わり、ごみ収集車の搬送経路において、飛散文書の搜索を行った。

本日 4 名の職員で再搜索し今後も搜索を実施予定。

対象者 3 名のうち、1 名には電話にて状況を説明し謝罪をし、残り 2 名とは連絡を取っている状況。

現時点で、個人情報の不正使用等の事実は確認されていない。

5 再発防止策

個人情報が含まれた文書については、職員以外が手にすることができない場所に保管し、必ず職員の手で廃棄するとともに、個人情報保護の手引きに基づき、適正な文書管理を行う。